



明治学院大学機関リポジトリ  
<http://repository.meijigakuin.ac.jp/>

Title	信義則とその基層にあるもの
Author(s)	平田, 勇人; HIRATA Hayato
Citation	
Issue Date	2006-10-20
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10723/2898">http://hdl.handle.net/10723/2898</a>
Rights	

2016年3月28日

## 論文内容の要旨

氏名：平田勇人 (Hayato HIRATA)

論文題目 (和文) 単著『信義則とその基層にあるもの』(成文堂、2006年10月20日)

(英文) The Principle of Good Faith and What Underlies the Principle

参考論文 (和文) 単著「調停の科学—信義則と調停の基層」朝日法学論集第44・45号合併号1~61頁(2013年10月10日)

(英文) The Art of Conciliation

— the Basis of Good Faith and Conciliation

### ■ 『信義則とその基層にあるもの』要旨

筆者は、信義則に基づく法的推論について、科学的方法に裏付けされた手法でその構造を解明する点に特色を持たせて研究を推進してきた。科学的方法については、①言語・論理分析を信義則に適用する手法で、従来から知られている信義則に関する知識に新たな知識を付け加えるとともに、②信義則分析を社会化の観点から考察し、心理学・社会学的手法を取り入れて分析してきた。

経済のグローバル化に伴って、最近では国際取引に関する民事紛争も急増してきており、法的伝統や政治・経済条件にかかわらず、世界中で利用されるための衡平なルールが求められている。そうした中で、CISG(国連国際動産売買条約)をはじめ、UNIDROIT Principles(ユニドロワ国際商事契約法原則)、PECL(ヨーロッパ契約法原則)が脚光を浴びており、その重要性はますます増加している。国際取引においても、不誠実な悪意の当事者の技巧を凝らした計略によって相手方や裁判所が翻弄されることに対応・防止するための実定的規範を余すことなく規定することは困難であり、一般条項である信義則に頼らざるを得ない。ところが、信義則は多義的なために濫用のおそれもあり、信義則論における一つの有力な流れとしては、一般条項である信義則を具体化すべく、個別的な法命題に類型化して対応されている。

筆者は、科研費補助金研究により、信義則の個別的な法命題が実はトポイ・カタログの中の法的トポスとよばれているものであり、それらは法規範の硬直した適用・思慮を欠く適用に対して指針的役割を果たし、それと同時に、より高次のメタルールによって制御されていることを明らかにしてきた。「トポス」「トポイ・カタログ」といった言葉は耳慣れない言葉であり、違和感を覚えるかもしれないであろう。トポス(topos; 複数形は topoi) というのは、もともと場所を意味するギリシャ語であり、哲学上の概念である。簡単に言えば、法的トポスは、①法が保護し推進しようとしている基本的価値、②信義則あるいはその個別的な法命題に関するもの、③立法者や裁判官が法の定立・解釈・適用にあたって考慮しなければならない観点、④法の一般原則、⑤ラテン語で表現された格言・古諺に大別できるが、法的トポスを「法的観点(視座)」「法的論点」「法的価値」といった言葉に、そしてトポイ・カタログを「法的価値群」と読み替えていただければ幸いである。

法律の分野で問題となる法的トポスは、法文を実質的かつ具体的に個別的に理解することを重視し、形式的な熟練のみを重んじ、実質的知識、事柄についての知識をもたらさない旧来のトピックとは明らかに一線を画している。トピック的思考と体系思考は相互補完の関係にあり、法的トポスは法的推論に対して適当な指針を与え、また、裁判官が合

理的で公平な解決を模索するとき利用できる知的方法を増やすことが、これまでの研究で明らかになった。体系的なトポイ・カタログを上手に活用すれば、相互に関連した法的トポスは法的価値判断をコントロールできると考える。

本書に収めた論稿の殆どは、信義則をめぐる筆者の関心を捉えた諸問題につき、すでに発表した論稿をもとに加筆・修正を加えたものであるが、「第1章 信義則に基づく法的推論」と「第2章 信義則の基層にあるもの」と大きく分けることができる。

第1章では、科研費(重点領域研究)「法律エキスパート」において研究してきた内容、特に信義則に基づく法的推論過程、信義則をめぐる背景知識を分析することを通して得られた内容が収められている。第2章では、哲学、心理学、社会学との関わりや、国際契約法、構造的思考との関係で論じられた内容が収められている。

#### ■参考論文「調停の科学—信義則と調停の基層」要旨

なお筆者は、2001年4月1日から現在まで、地方裁判所と簡易裁判所の民事調停委員として実務にも携わってきた。『信義則とその基層にあるもの』(成文堂)を出版して以来、「信義則の基層」と「調停の基層」との通底(共通性)について裁判所実務を等して考察してきた。もし許されるならば、参考論文として「調停の科学—信義則と調停の基層」も提出させていただければ幸いである。

近年、社会・経済情勢がめまぐるしく変転し、さらに個々人の権利意識の高まりや価値観の多様化を反映してか、裁判所に来られる申立人や相手方の双方に代理人の弁護士が付くことも決して珍しいことではなくなり、単に譲り合いを求めるだけでは調停が頓挫してしまい、法的判断や専門的な知見を背景にした合理性のある調停が求められて来ていると、調停実務において感じている。こうした中で、裁判同様に、調停においても信義則の理念は妥当するものであり、「信義則の基層」にあるものと「調停の基層」にあるものが、決して異質なものではないということが明らかになった。

以上、信義則は、民法・民事訴訟法のみならず法体系の根幹にかかわる奥深いテーマであると同時に、法情報学や知能システム科学とも深く関わっており、従来あまり本格的に取り組みされてこなかった隣接諸科学の応用の重要性を感じている。そうした問題に挑戦することによって、従来の解釈論の足元を見直し、わが国の信義則理論の一助となることができれば、筆者にとって望外の喜びである。

2016年3月28日

平田勇人

以上